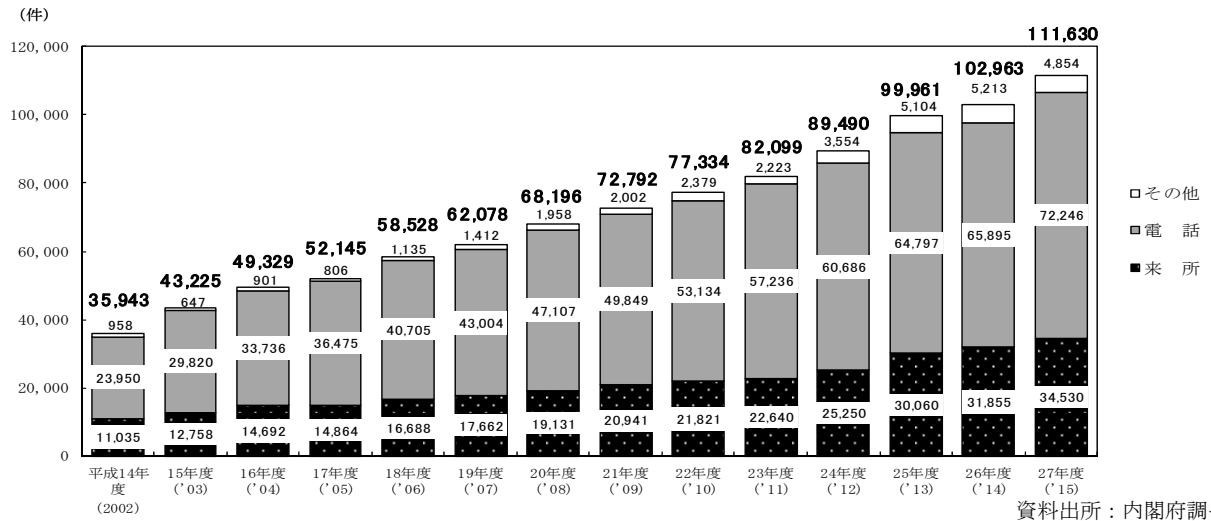


配偶者からの暴力に関するデータ

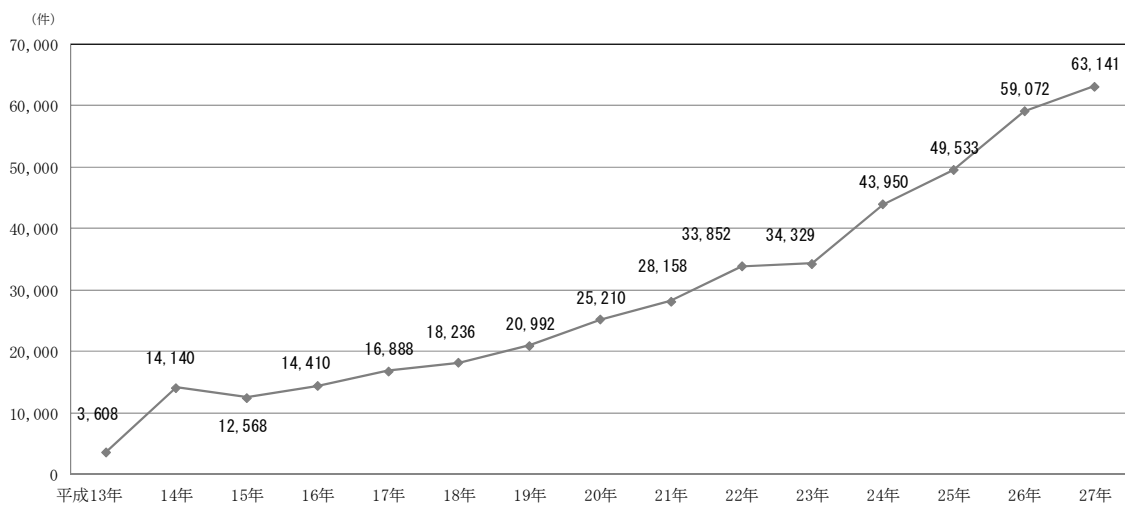
1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



(備考)

1. 配偶者からの暴力の被害者からの相談等を受理した件数。
2. 配偶者とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）の法改正を受け、平成 16 年 12 月 2 日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案についても計上。
なお、「離婚」には、婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。
4. 法改正を受け、平成 20 年 1 月 11 日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案についても計上。
5. 法改正を受け、平成 26 年 1 月 3 日施行以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上。
6. 全国の配偶者暴力相談支援センターの設置数は、平成 28 年 3 月 31 日現在、262 か所（うち、市町村の設置数は 89 か所）。
7. 同一相談者が複数回相談した場合は、重複して計上。

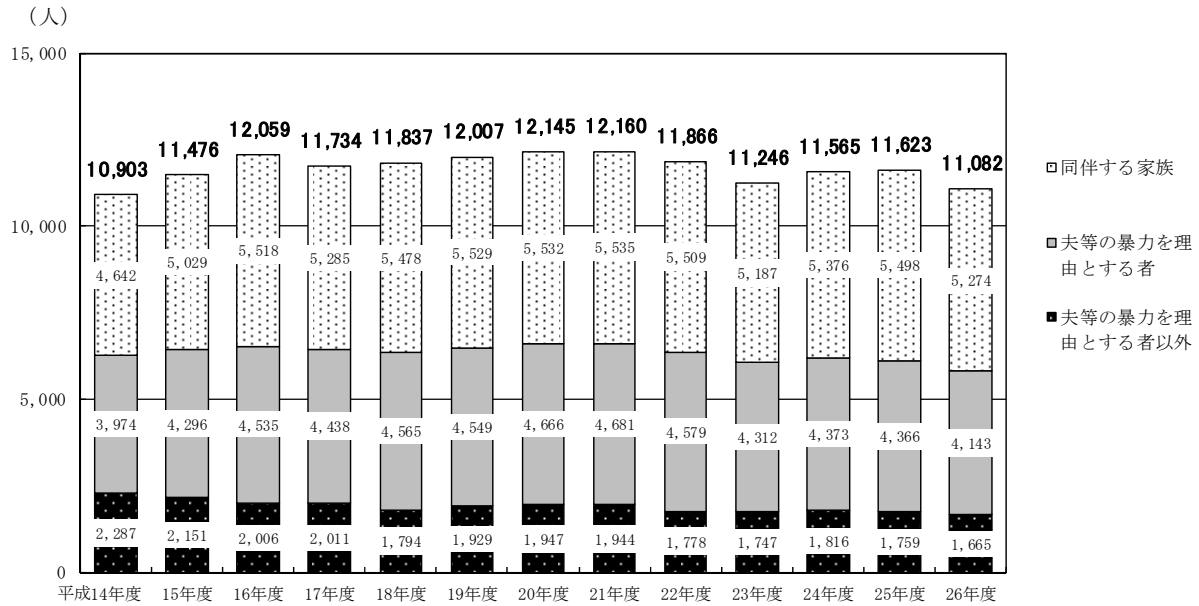
2 警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数



(備考)

1. 配偶者からの身体に対する暴力の相談等を受理した件数。
2. 平成 13 年は、配偶者暴力防止法の施行日（10 月 13 日）以降の件数。
3. 「配偶者」の定義及び法改正の関係は「1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」の（備考）の 2～5 に同じ。

3 婦人相談所における一時保護件数

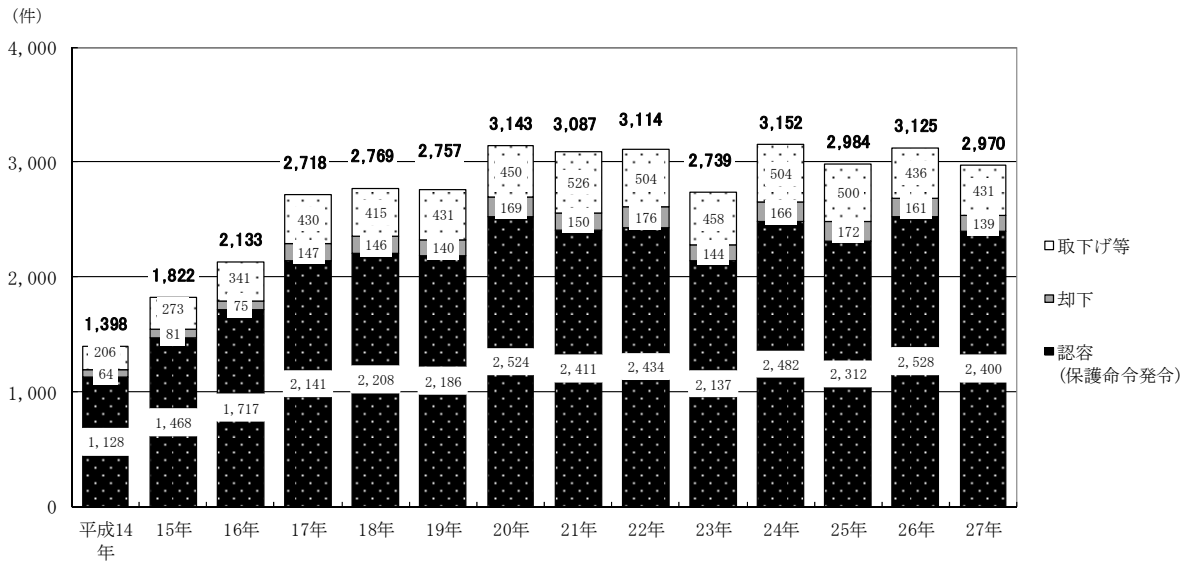


資料出所：厚生労働省調べ

(備考)

婦人相談所は、売春防止法に基づき各都道府県に必ず1つ設置。配偶者暴力防止法に基づき、被害者及びその同伴家族の一時保護を、婦人相談所又は厚生労働大臣が定める基準を満たす施設において行っている。婦人相談所は、配偶者からの暴力の被害者以外に、帰住先がない女性や、人身取引被害者等の一時保護を行っている。

4 配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数



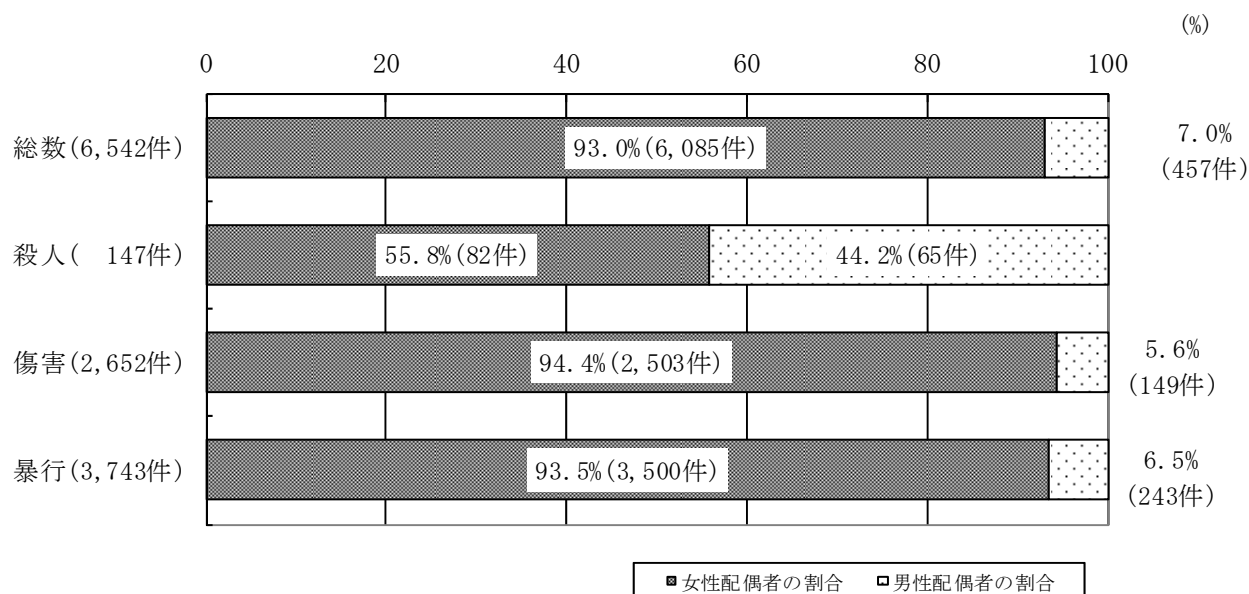
資料出所：最高裁判所提供の資料より作成

(備考)

配偶者暴力防止法に基づき、配偶者から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、その後、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対し保護命令を発する。

なお、「配偶者」の定義及び法改正の関係は、「1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」の(備考)の2～5に同じ。

5 配偶者間（内縁を含む）における犯罪の被害者（検挙件数の割合）



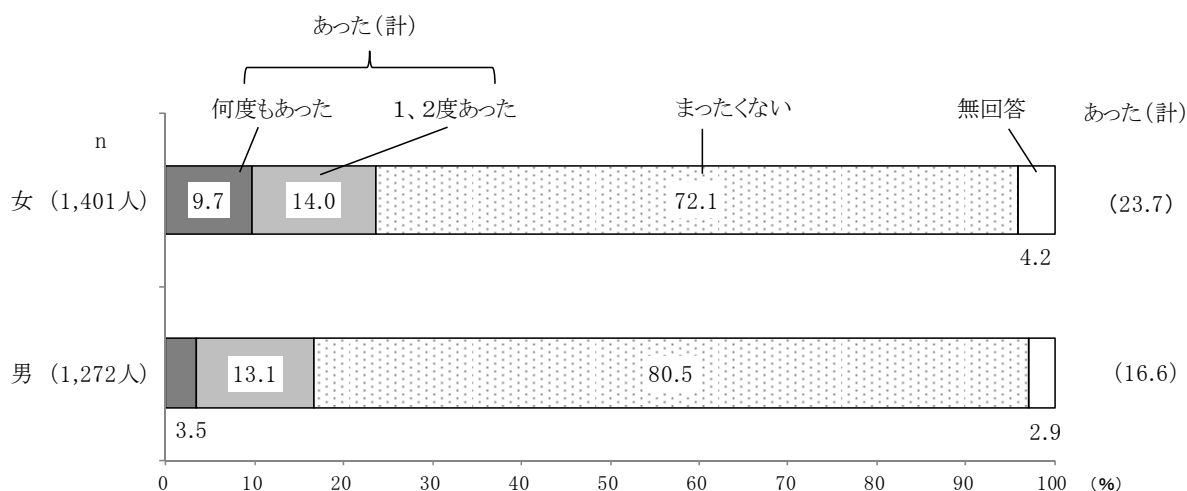
資料出所：警察庁調べ

(備考)

平成 27 年の犯罪統計に基づき、犯行の動機・目的にかかわらず、配偶者間で行われた殺人、傷害、暴行を計上。全てが配偶者からの暴力を直接の原因とするものではなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なものを含む。なお、主たる被疑者の性別により計上。

6 アンケート調査による被害経験

配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある。



資料出所：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成 26 年度調査）より作成

(備考)

全国 20 歳以上の男女 5,000 人を対象に行った無作為抽出アンケート調査による（有効回収数（率）：3,544 人（70.9%）。「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」はそれぞれ以下のとおり。

1. 身体的暴行：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。
2. 心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
3. 経済的圧迫：生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害された。
4. 性的強要：いやがっているのに性的な行為を強要された、見たくないポルノ映像等を見せられた、避妊に協力しない。